

大和市告示第158号

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年10月2日

大和市長 古谷田 力

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱（令和5年大和市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 申請者は、別表第1、6の項に掲げる補助事業に係る設備を設置する前であって、別に定める日までに大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（高効率照明機器用）及び別に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

第5条第1項中「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書」を「別表第1、1の項から5の項までに掲げる補助事業については大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書（太陽光発電設備・既存住宅断熱改修用）に、別表第1、6の項に掲げる補助事業については大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書（高効率照明機器用）」に改める。

第6条第3号中「台帳」を「取得財産等管理台帳」に改める。

第8条第2項中「第11条」を「第10条」に改める。

第9条を次のように改める。

（執行状況等の調査）

第9条 市長は、規則第7条により、別表第1、1の項から4の項までに掲げる補助事業について調査を行う場合は、大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金に係る稼働状況等報告書（太陽光発電設備用）により報告させるものとする。

第10条に次の1項を加える。

3 補助事業者は、別表第1、6の項に掲げる補助事業が完了したときは、大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（高効率照明機器用）及び別に定める添付書類を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

第12条第1項を次のように改める。

補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し、別表第1、1の項から4の項までに掲げる補助事業については当該経費を減額して作成した大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（太陽光発電設備用）を、別表第1、5の項に掲げる補助事業については当該経費を減額して作成した大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（既存住宅断熱改修用）を、別表第1、6の項に掲げる補助事業については当該経費を減額して作成した大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（高効率照明機器用）を第10条の規定に準じて提出するものとする。

第13条第1項中、「第12条」を「第11条」に改める。

別表第1、1の項中「別紙）」の次に「（以下「国要領」という。）」を加え、同表5の項中「及び第5号」を削り、同表に次のように加える。

6 高効率照明機器（LED照明機器）	庁舎（大和市庁舎管理規則（昭和49年大和市規則第7号）第2条に規定する庁舎をいう。以下同じ。）内にLED照明機器を設置する事業者	LED照明機器を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。  (1) 当該LED照明機器が、庁舎内に設置されること。  (2) 1の項補助事業の欄第3号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。	国要領別表第1に規定する交付対象事業費に2分の1を乗じて得た額
--------------------	--	--	---------------------------------

別表第2第2号様式の項の次に次のように加える。

第3号様式	大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（高効率照明機器用）	第3条
-------	---	-----

別表第2第3号様式の項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第5号様式」に、「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書（太陽光発電設備・既存住宅断熱改修用）」改め、同項の次に次のように加える。

第6号様式	大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更申請書（高効率照明機器用）	第5条
-------	---	-----

別表第2第5号様式の項中「第5号様式」を「第7号様式」に改め、同表第6号様式の項中「第

6号様式」を「第8号様式」に改め、同表第7号様式の項中「第7号様式」を「第9号様式」に改め、同項の次に次のように加える。

第10号様式	取得財産等管理台帳	第6条
--------	-----------	-----

別表第2第8号様式の項中「第8号様式」を「第11号様式」に改め、同表第9号様式の項中「第9号様式」を「第12号様式」に改め、同表第10号様式の項中「第10号様式」を「第13号様式」に改め、同表第11号様式の項中「第11号様式」を「第14号様式」に、「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金に係る稼働状況等報告書」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金に係る稼働状況等報告書（太陽光発電設備用）」に改め、同表第12号様式の項中「第12号様式」を「第15号様式」に改め、同表第13号様式の項中「第13号様式」を「第16号様式」に改め、同項の次に次のように加える。

第17号様式	大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（高効率照明機器用）	第10条及び第12条
--------	---	------------

別表第2第14号様式の項中「第14号様式」を「第18号様式」に改め、同表第15号様式の項中「第15号様式」を「第19号様式」に改め、同表第16号様式の項中「第16号様式」を「第20号様式」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。